

## 令和2年 第12回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年12月15日(火) 午後2時00分～午後3時7分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

\_\_\_\_\_ 13番 後藤 茂廣 \_\_\_\_\_ 1番 三代 忠佑 \_\_\_\_\_

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
 係 長 藤田 美智  
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第63号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第64号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。  
 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願ひをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第12回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時6分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。13番 後藤茂廣 委員、1番 三代忠佑 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第11回定例総会から本日の令和2年第12回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた3点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長

続いて、「報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号8番までの8案件について朗読)以上です。

議長

説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員

[ありません]の声あり

議長

質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長

これより、日程4の議事に入ります。

それでは「議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。

それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年12月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和2年12月16日公告予定分を朗読)

以上です。

議長

提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声あり

議長

質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

議長

挙手全員により、「議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。

議長

ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後2時22分)

議長

それでは、再開します。

(とき、午後2時23分)

議長

次に「議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局           それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。  
「議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号10番までの10案件について朗読)

議長           事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から番号10番までの10案件について、地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番及び番号2番の2案件を3番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3番委員       三重の後藤綾子です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人はあっせんの出書を出した結果、先月、譲受人との間で農地法第3条に基づく許可を取得しました。譲渡人は体調が悪く、以前から管理をお願いしていた別の農地も改めて売買することで話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、217アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は、今年まで管理を依頼していた方から土地が返ってきましたが、譲渡人が市外在住で農地の管理が困難であったため、申請地付近で耕作を行っていた譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地に近く利便性が良い事から売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、768アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長           次に、番号3番の1案件を10番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10番委員      三重の工藤幸市です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地のうち、●●●●●さんの農地は譲受人の息子所有の農地と2筆で1枚を形成しており、●●●●●さんの農地はその隣接地です。申請地は、耕作上利便性が良くなることから、譲受人が以前から経営してきた農地でした。この度、譲って欲しいと相談したところ、●●●●●さんは高齢で、●●●●●さんは県外在住で、ともに農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は91アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長           次に、番号4番の1案件を6番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6番委員       緒方の渡邊丸美です。12月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから、譲受人 ●●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、町外在住で後継者もないこと

から農地の整理を検討し、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も、自身の経営地に近く利便性が良いことから、売買することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は286アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を12番 三宮憲治 委員をお願いいたします。

12番委員 緒方の三宮憲治です。12月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。申請地は、譲受人の祖父の代から管理を行ってきた農地でした。今回、申請地の相続登記が終わり、贈与で話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は220アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号6番及び番号7番の2案件を8番 小野伊八郎 委員をお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。12月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、市外在住で農地の管理に苦慮していたため、譲受人に相談しました。譲受人も、養蜂を行うため蜜源植物となる野菜等を作付けする土地を探しており、売買で話がまとまったため、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、32アールとなり、次の番号7番案件成立後の経営面積は44アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号7番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから、借人 ●●●●さんへの使用貸借による権利設定についてであります。貸人と借人は兄弟です。借人は、大野町在住の貸人に依頼され申請地を管理してきましたが、今回新しく農地を取得するにあたり、正式に使用貸借を行うことで話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、12アールとなり、番号6番案件成立後の経営面積は44アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号8番から番号10番までの3案件を14番 工藤妙子 委員をお願いいたします。

14番委員 14番、大野の工藤 妙子です。12月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲受人は、インキュベーションの研修生で、譲渡人から住宅を購入しようと協議している際、併せて農地を譲りたいとの話がありました。申請地は、購入予定の住宅に近く、利便性がよいことから、贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は52アールとなり

下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号9番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、県外在住のため申請地の管理に苦慮しており、申請地隣接地で耕作している譲受人に相談したところ、譲受人も、自宅に近く、利便性が良いため、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は136アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号10番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲受人は、里芋の輪作地を探しており、譲渡人に相談したところ、譲渡人も市外在住のため申請地の管理に苦慮していたため、贈与での話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は141アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第61号の番号1番から番号10番までの10案件について、これより質疑を許可します。

5番委員 5番の木村です。質問というか教えてもらいたいことが1つあって、9番の案件の譲受人の方で●●●●さんという方が、職業が地方公務員と農業というふうになってますが、地方公務員もしくは公務員の場合は兼業禁止のルールが割と明確に定められていると思うんですが、農業を兼業でする場合に、こういった規定があって認められているのか教えていただきたい。

事務局 ●●●●さんは豊後大野市の職員でございまして、みかん等の栽培をしております。地方公務員については、総務課に、申請義務ということで、農業をしておりますと申請をして許可をもらって、その上で農業をしているところであります。地方公務員外の、例えば消防団員であっても、最初に申請をして許可をもらっておりますので、地方公務員でもやっていけるということでご理解いただきたいと思います。

5番委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第61号の番号1番から番号10番までの10案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第61号の番号1番から番号10番までの10案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 10 番までの 10 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。  
「議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 9 番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9 番委員 三重の久保田直宏です。12 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 有限会社●●●●  
● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、土木建築資材の販売や一般貨物自動車運送業等を行う法人です。譲受人は申請地近接地に施設を所有していますが、手狭となり、資材置場等を拡張する計画を立て、農地以外の土地を探しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も高齢で、農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから、譲受人 合同会社●●●● 代表社員 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、遊歩道、登山道に関する整備資材の企画、制作、施工、管理等を行う法人です。譲受人は三重町内田地区を拠点として事業を行っておりますが、資材置場等を移設する計画を立て、農地以外の土地を探しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も●●●●さんは高齢で、●●●●さんは農業を行っておらず、農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号 3 番の 1 案件を 12 番 三宮憲治 委員にお願いいたします。

12 番委員 緒方の三宮憲治です。12月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、貸人 ●●●●さん・●●●●さんから借人 ●●●●株式会社 執行役員 水力開発総合事務所長 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。軸丸発電所は大正9年に運転を開始し、昭和29年の増強工事を経て65年が経過しており、設備の老朽化が著しく進行していることから、発電所の総合更新を計画しています。工事実施にあたっては大型の工事車両を使用するため、既存の狭い道路を拡幅する必要がありますが、既設道路には線路が隣接しており、農地側に道路を拡幅する以外の方法がないため、必要最低限の農地を工事用仮設道路用地として一時転用の申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号4番の1案件を5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5 番委員 5番、犬飼の小野です。12月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在、市内の借家に家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い住居が手狭になってきたため住宅の新築を計画しました。通勤や子供の通学に利便性が良く、実家に近い場所で農地以外の土地を探しましたが、適当な土地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけました。譲渡人と相談した結果、譲渡人も農業をしておらず農地の管理に苦慮していたことから売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第62号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第62号の番号1番から番号4番までの4案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第62号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。



議長 挙手全員により、「議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 63 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 5 ページをご覧ください。  
「議案第 63 号 現況証明（非農地証明）について」  
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号 1 番の 1 案件を 6 番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6 番委員 緒方の渡邊丸美です。12 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。37 年前に母が亡くなり、耕作者であった亡父も体調を崩したこともあって申請地は 30 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を 8 番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。12 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。まず、番号 2 番の案件についてですが、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、隣接する宅地に住宅が建っており、敷地の一部で、農地法施行前から庭として利用していました。今回、農地を取得しようとした際に、農地であることが分かったため申請したものです。判断基準は、農地法施行前より非農地であった土地で、農地法違反ではない非農地に該当します。周囲への影響については、申請地の周囲に耕作している農地はなく、建物はあるが小規模のため周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 3 番の案件についてですが、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、狭小で耕作に不向きな土地であったため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 63 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 63 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これより採決します。議案第 63 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 63 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 64 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 5 ページをご覧ください。  
「議案第 64 号 空き家に付随した農地の指定について」  
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番の 1 案件について地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 6 番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6 番委員 6 番の渡邊丸美です。それでは報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和 2 年 11 月 6 日に空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 64 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 64 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 64 号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、令和 2 年第 12 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
(とき、午後 3 時 7 分)

議事録署名委員 13 番委員

後藤 茂廣

〃

1 番委員

三代 忠佑